

(案)

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）

（自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助）

第三十七条の七 国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であつて技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行う者に対する道路交通法（昭和三十五年法律第五号）、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、電波法（昭和二十五年法律百三十一号）その他の法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

- 2 国家戦略特別区域会議は、前項に規定する事業活動を行う者に対する同項に規定する手続において、当該手続に係る行政庁に対し、当該事業活動の安全な実施を確保するためにとられる措置に関する資料及び当該措置についての国家戦略特別区域会議の評価の結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、当該行政庁は、当該手続において、当該資料及び評価の結果を考慮しなければならない。